

日吉津村自治基本条例策定委員会グループ1（第4回）議事録

日時：6月2日（月）午後7時00分～9時45分

場所：役場第3会議室

出席者 田中委員長、三島委員、河中委員、建部委員

欠席者 山路副委員長、松本委員、成瀬委員、松岡委員

事務局 前田課長、鬼束主事

○協議

◇自治基本条例の内容の検討について

グループ1（村民・地域）

<住民の権利と役割>

- ・6月10日がリミットとなっているが・・・。
- ・（条文につながるものが）だいぶ出てきてはいる。この中にもっと入れて欲しいものがあれば。（各項目・条文に）「まちづくりに関して」という文言を入れるか、行政などに対しての文言を入れるか。入れる文言の表現の仕方を考えなければならない。
- ・まちづくり条例の場合、「まちづくりのために」どうあるか、という表現。自治基本条例の場合なら、自治の発展を目指す、という方向か。
- ・まちづくりや地域づくりのため、というのは分かりやすいが、「自治」となると、いまいちピンとこない。
- ・まちづくりといっても行政、議会ではなく住民としての意見を。
- ・「住民の権利と責務」を考えた時、住民に再度返ってくるのではというイメージがある。
- ・住民も主権者としての権利を生かし、行政に関わっていく。実際に参加（参画）してみないと何も言えないと思う。
- ・ただし、住民が参画していくためには、行政、議会は住民に分かりやすく情報提供し、きちんと説明する義務がある。
- ・住民にもいろいろ努力する義務はあると思う。
- ・住民が行政に関わっていくことは、住民の義務だ。
- ・そのあたりの認識を住民がどう思うかが重要だ。
- ・責務と権利は裏返しに存在している。
- ・裏返しだが、どういうものを権利とし、どういうものを責務ととらえていくべきか、分かりやすいのか、仕分けして記載していく。
- ・言葉、表現一つずつ考えていくと難しい・・・。
- ・ある程度の難しい表現も必要なのでは。
- ・どのような表現であろうと、きちんと伝わらなければ意味がない。

- ・「～することとする。」という表現の方がしっくりくる。
- ・「～に参加しなければならない。」という表現が良い。

<住民の定義>

- ・学ぶ権利については？
- ・年間を通した生涯学習は必要。行政に対する見方も変わるのでは。
- ・必要性はあっても、住民自身に興味や意欲がないと難しい。
- ・興味がないとなかなか参加しない。(参加のための) 選択肢を増やすべき。参加しない人をどう引っ張るのか。何に興味があるのかを考えなければならない。
- ・どんなテーマにしても参加しない人は参加しない。
- ・テーマがたくさんあれば、出てくるきっかけにはなる。出っぱなしではなく、そのチャンをいかす方法を。
- ・自分が関わっていないものには関心がないと思う。
- ・タイムリーなテーマ設定など、タイミングの問題もある。
- ・たくさんの人たちの要求を聞いて、グループに分けて取り組む。住民の要求を知ることが大事。
- ・グループは少人数で、たくさんあるべきだ。
- ・何かしら魅力がなければ、人々はついていかない。
- ・以前の日吉津は他人任せになっていて、(自主)グループができてにくい面があった。
- ・日吉津村は人口が少ないので、何でも頼みやすいというメリットがあるものの、頭数が少ないことから、個性的なグループが作りにくい面がある。
- ・新しい人材を見つけていかなければ・・・。
- ・(社協の) ボランティアセンターに期待する面もあるが・・・。福祉活動が中心になっている気がする・・・。
- ・いかに連鎖反応を起こさせるか、が重要。
- ・本人の意思次第で何とでもなる。
- ・各自治会公民館の活用を高めていく。この項目を盛り込みたい。
- ・他にはないものなので良いと思う。
- ・日吉津ならでは。世代のつながりがあるからこそできるものである。
- ・これについては日上2区がいろいろ知っているので聞いてみては。(メリット・デメリットなど)
- ・住民投票についての説明。15年の合併に関する住民投票の骨子についても振り返り、説明。
- ・有権者は、18歳以上が妥当か。(16歳以上としている自治体もあるが一応18歳を節目と考える。同学年でも18歳に達してなければ、投票権がなく不公平な感じもするが、20歳からの選挙においても、その点については同様であるし、選挙管理委員会に事務を委託することとなるので、そ

れはしかたがないかもしれない。)また、定住外国人も含める。

- ・ 住民投票の実施請求については、「在住者の1/50以上の連署で村長へ請求できる」とするか。ただしその請求が、議会で否決された場合、次には「1/6以上の連署」で実施が義務付けられる。(合併特例法の基準に準じて1/6以上とするか。)
- ・ また議員提案については「議員の1/6以上の提案に対し、過半数の議決によって・・・」と。本村は10名が定員であるので、実際には2名以上の議員による提案となる。(※後日事務局加筆 自治法112条2項の規程には、「議員の定数の12分の1以上の者の賛成により議案の提出ができる」、とある。
- ・ 15年の住民投票では、「1/2以上の投票がなければ開票しない」としていたが、(合併の是非のように二者択一でなければ)その要件は必要ないかと。

◇その他

- ・ 次回 6/10(火) 全体会 午後7時から 役場第3会議室

○閉会